

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年5月19日

支出負担行為担当官

大阪管区気象台長 佐藤 豊

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している気象レーダー装置（空港気象ドップラーレーダー装置）の障害時に迅速な復旧を行うため、予備品の動作を確保する目的で故障している予備品の故障診断を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な本システム構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名

大阪航空気象観測所気象レーダー装置送信モジュール等の故障診断

(2) 業務内容

故障している送信モジュール（1台）及びレーダー送受信ユニット（1台）の故障診断を行い、効果的かつ具体的な修理方法の報告等を行うものである。

(3) 履行期限

令和8年10月30日（金）

3 業務目的

既存の気象レーダー装置（空港気象ドップラーレーダー装置）において予備品である送信モジュール及びレーダー送受信ユニットが故障しており、障害発生時の予備品として使用できない状態となっているため、同機器の故障個所の特定と具体的な修理方法を明らかにすることを目的とするものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 令和7・8・9年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ 大阪管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

気象レーダー装置（空港気象ドップラーレーダー装置）が航空機の離着陸の安全に必要な空港及び空港周辺の気象観測と運航関係機関等に対する提供を行う機器であることを理解し、航空気象観測業務等に支障を与えない技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

気象レーダー装置（空港気象ドップラーレーダー装置）の性能・機能に関する仕様を理解し、故

障診断を行う送信モジュール及びレーダー送受信ユニットについて、個々の機能や性能について熟知し、故障個所の特定や具体的な修理方法等の診断を行う技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

ア 大阪管区気象台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

イ 大阪管区気象台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに故障診断と報告書の提出を完了する体制を有すること。

(6) 業務実績に関する要件

気象レーダー装置（空港気象ドップラーレーダー装置）の当該機器の診断や修理に係る実績を有すること。

(7) その他必要と認める要件

本業務に必要な機器の構造等の詳細情報に関する資料を使用する権利を有す、若しくは、許可を受けられること。

5 手続き等

(1) 担当部局

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

大阪管区気象台総務部会計課第一契約係

電話 06-6949-6301

(2) 説明書の交付期間、場所

令和8年5月19日(火)から令和8年6月16日(火)まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年6月17日(水) 17時00分まで (1)に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和7・8・9年度国土交通省（全省庁統一規格）「役務の提供等」において近畿地域の競争参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が(3)の公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は公募説明書による。